

社会的弱者への やさしいまちづくり 求められる財政再建

真に必要なサービスの実現

障害者や母子家庭の福祉施策は、大きく変わってきています。平成十八年四月、障害者自立支援法が施行されました。

この法律は、町が実施主体となり身体・知的・精神の障害者福祉サービスの一元化がされ、基本的には障害者の方自身が自分にあったサービスが選択できる制度です。

障害を持っていての方が真に必要なサービスを適切に受けるためには、ていねいで分かりやすい説明をしていく必要があります。



急速に進む少子化

現代社会では、急速な少子化が進行しています。

少子化の主な原因としては、結婚に関する意識の変化・子育てと仕事を両立することへの負担感の増大・子育てそのものの負担感の増大などを背景とした、晩婚化の進行等による未婚



助け合う地域社会の実現

障害の状況を見れば全体的に増加傾向にあります。また、高齢化などにより肢体の不自由な方の増加が予想されます。

地域社会のすべての人たちが



率の上昇にあると考えられてきました。さらに最近では、未婚率の上昇に加えて、結婚した夫婦の出生数の減少も少子化の原因として考えられます。

この少子化の進行は高齢化とあいまって労働力の減少、社会保障分野における現役世代の負担増により子どもも健全な発達への影響だけでなく、社会経済に深刻な影響を及ぼすことが大きな社会問題となっています。



子育ては 行政・家庭・地域社会で

子育ては、「地域のみならず」という基本的な考えをもとに子どもたちの健やかな発達のため教育など行政の各分野と家庭・地域社会などが互いに協力し支

障害のある人を理解し受け入れ、様々な分野で配慮していくことが必要です。ともに安心して生活できるまち、互いに尊重しあい助け合う地域社会の実現が必要です。

隣近所と

民生児童委員との連携

高齢者の方は、急激な環境の変化に対応することが難しく、住み慣れた家や地域で生活できることが、精神的な安定のため良いと言われています。しかし、自分でできることは自分しながら、自立して住み続けるためには、一人ひとりに合ったきめこまやかなサービスが継続的に提供されなければなりません。そのためには、日頃から本人と関わりをもっている身近な隣近所・民生児童委員と連携した行政ネットワークづくりを、支援しなければいけません。

そして、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いを助けたり助けられたりする関係をつくっていけるまちづくりが必要です。



援するなかで、子どもを産み育てることに対する不安や負担感を軽減し、ゆとりを持って子育ての喜びや楽しさが実感できるための情報提供や相談体制を整備する必要があります。また、保護者や子どもたちが互いに交流できる場所の提供が必要です。

そして子育てしやすいまちづくり、子育てする世代が住んでいて良かったと思う魅力あるまちづくりを目指すことが大切と考えます。

母子家庭への自立支援

小さい子どもを育てている母親は就労する時間帯も制約があるので決まった職業に就くといったことは、非常に困難であると思われまます。

今後、身近な窓口である役場が吉野福祉事務所・橿原市にある県母子・スマイルセンター（母子家庭等就業・自立支援センター）と連携を密にし、母子家庭の自立支援ができる体制の整備が望まれます。また、高校・大学進学などに利用できるような貸付制度について周知し、利用の促進を図っていきま

す。

国に児童扶養手当の所得制限の緩和、県に母子医療費助成制度の拡充をはたらきかけていくことも重要です。

母子家庭に対し、地域のなかで自立して生活できるようにきめ細やかで継続的な支援を推進していかなければならないと考えます。

